

相談窓口 1月15日～2月14日分

各分野の専門職が相談に応じ、秘密は固く守ります。相談業務は正午～午後1時(消費生活相談員による消費生活相談は除く)、2月11日祝は休みます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止又は日程を変更する場合があります。

名称	日時・予約期間・定員	対象	場所・予約・問合せ
弁護士による法律相談	金・1月20日(水)/午後1時～4時/要予約(※)/先着各6人	市内在住・在勤・在学者	場予 市役所相談室 (北庁舎1階/☎(71)2222) (※)毎月20日(土)(日)(祝)(休)の場合はその翌開庁日)午前9時から翌月分の予約を受け付けます。
司法書士による法律相談	1月18日(月)、2月1日(月)/午後1時～4時/要予約(※)/先着各6人		
司法書士・土地家屋調査士による相続・登記・測量相談	2月10日(水)/午後1時～4時/要予約(※)/先着6人		
行政書士による相続・遺言・契約等書類作成相談	2月9日(火)/午後1時～4時/要予約(※)/先着4人		
女性相談	(水)/午前10時～午後4時/要予約(※)/先着各5人		
行政相談	1月19日(火)、2月2日(火)/午後1時～4時/当日受付		
人権相談	1月21日(木)、2月4日(木)/午後1時～4時/当日受付		
市民相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時/当日受付	市内在住者	場 市役所相談室(北庁舎1階) 予 市民税課(☎(71)2213)
税理士による税務相談	2月3日(水)/午後1時30分～4時/予約優先/先着8人 3月3日(水)の予約は1月5日(火)から		
宅地建物取引士による不動産・空き家相談	1月26日(火)/午後1時～4時/要予約(予約期間→1月4日(月)～21日(水))/先着4人	市内に不動産及び空き家を所有する人	場 市役所相談室(北庁舎1階) 予 建築課(☎(71)2241)
消費生活相談員による消費生活相談	(月)(火)(水)(金)/午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで)/予約優先(※) 当相談を利用した人に限り、弁護士による消費生活相談を利用できません(毎月第4(火)午後1時～3時、要予約)	市内在住・在勤・在学者	場予 消費生活センター(市役所さくら庁舎内/☎(76)7749) (※)各相談日の1週間前の午前9時から。相談時間外は商工課(☎(71)2235)へ
職業相談・紹介	(月)～(金)/午前9時～午後4時30分/当日受付	誰でも可	場 岡市地域職業相談室(市役所さくら庁舎内/☎(71)0311)
内職相談	(金)/午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで)/当日受付(予約不可)	県内在住者	場 市役所さくら庁舎 問 子育て支援課(☎(71)2229)
ひとり親家庭相談		市内在住者	場 岡子育て支援課(☎(71)2229)
児童相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時15分/当日受付	市内在住で18歳未満の子をもつ保護者	場 岡子育て支援課(☎(71)2272)
若者相談(不登校・ひきこもり等)	(水)・2月6日(土)/午前10時～午後3時/要予約(予約期間→各相談日前日までの(火)～(土)午前9時～午後5時)/先着各4人	市内在住・在勤・在学で義務教育を修了した15歳～39歳の人、その家族	場 岡青少年の家(☎(76)3432) 予 NPO法人育て上げネット中部虹の会(あんさぼ)(☎090(5002)5229)
カラダいきいき栄養相談	1月27日(水)、2月10日(水) A(じっくり)コース→午前9時～正午 B(かんたん)コース→午後1時～3時30分 Aコースのみ要予約(各相談日前日まで)/先着各2人	市内在住・在勤で20歳以上の人(家族の相談可)	
家族のためのこころホッと相談日	2月4日(木)/午後1時～4時30分/要予約(予約期間→2月2日(火)まで)/先着3人	精神科等に通っていないが、うつ傾向にあると思われる人の家族	場予 保健センター (☎(76)1133)
思春期保健相談ルーム	(火)/午後1時～5時(Eメール(shishunkiroom@city.anjo.lg.jp)での相談は随時受付) 面談の場合は要予約(随時受付)	市内の小学生～高校生と保護者	
保健師等による保健相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時 面談の場合は要予約(随時受付)	市内在住者	
教育相談	電話相談	(月)～(金)/午前9時～午後5時	場予 教育センター相談室 (☎(76)9674)
	来所相談	(月)～(金)/午前9時～午後5時/要予約(随時受付)	
臨床心理士によるふれあい相談	(月)～(金)/午前10時～午後5時(月)は午後6時まで/要予約(随時受付)	市内在住の小中学生及び保護者	

※労働相談は、期間内の開催がないため掲載していません。1月14日実施分については本紙令和2年12月号35ページ参照。